

# 特定非営利活動法人つばきこども食堂 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人つばきこども食堂と称する。

### (事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を石川県かほく市に置く。

2 本法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本法人は、ひとり親家庭や経済的困難を抱える家庭の子ども及びその保護者に対し、食を通じて、生活支援・学習支援・居場所づくり等の事業を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動

### (事業)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 子ども食堂の運営事業

- ② 食育に関する事業
- ③ フードパントリー(食材配布)事業
- ④ 不登校者に対する学習支援及び生活支援事業
- ⑤ ひとり親家庭に対する相談・交流・情報提供事業
- ⑥ 障がい児・者に対する支援事業
- ⑦ 子ども農園の運営事業
- ⑧ ホースセラピーに関する事業
- ⑨ 農家民宿に関する事業
- ⑩ 地域住民・団体との協働による子ども支援活動
- ⑪ その他目的を達成するために必要な事業

(2)その他の事業

- ① 講演会・セミナー・イベントの開催
- ② 出版物・広報物の発行・販売
- ③ バザー等による資金調達事業
- ④ その他目的を達成するために資する事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 死亡し、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 継続して会費を2年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次に各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

#### (種類及び定数)

第12条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

#### (選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

#### (職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

- 第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2

号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

### (事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)

- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

#### (解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続き開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第51条 本法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に議決したものに譲渡するものとする。

#### (合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

#### (公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の広告についてはこの法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 第11章 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。  
理事長 山下浩美  
副理事長 多加和美  
理事 高橋恵子  
監事 本郁夫
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1)正会員入会金10,000円  
正会員会費10,000円(1年間分)
  - (2)賛助会員入会金5,000円賛助会員会費5,000円(1年間分)

(法第10条第1項第2号イ関係様式例)

役員名簿

特定非営利活動法人つばきこども食堂

役職名	フリ 氏 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事	山下浩美		有り
理事	高橋恵子		無し
理事	多加和美		無し
監事	本 郁夫		無し

(法第10条第1項第5号関係様式例)

## 設 立 趣 旨 書

### 1 趣 旨

近年、我が国においては、ひとり親家庭や経済的困難を抱える家庭が増加しており、子どもたちが十分な食事をとれない、孤立した環境で育つといった問題が深刻化しています。これらは心身の健全な成長に大きな影響を及ぼし、将来的な学習や就労の機会格差へとつながるおそれがあります。

このような状況を改善するため、地域住民が子どもたちに安全で温かい食事と安心できる居場所を提供し、健全な成長を支援する仕組みが求められています。

そこで、私たちは「子ども食堂」を中心とした活動を展開し、子どもたちが栄養のある食事を安心してとれるだけでなく、地域の大人や仲間とつながる居場所を創出することを目的として、特定非営利活動法人を設立いたします。

### 2 申請に至るまでの経緯

- 2023年 8月 任意団体「つばきこども食堂」としての活動を始める。月2回（日曜日）開催。  
公式ライン・インスタグラムでこども食堂開催案内を配信する。  
50食限定。食堂の形態：配食とテイクアウト。
- 2024年 1月 能登半島地震発生  
6月 「子ども未来支援財団」に助成金申請。  
7月 能登半島地震被災者さん支援開始。月3回開催。50食→80食  
かほく市社会福祉協議会を通じて、被災者さんに弁当無料で配布のお知らせを行う。食堂開催時、食品のパントリーを同時開催する。困りごとがないか傾聴活動も行う。
- 2024年 8月 「あそびの森かほくくる」食育活動（石川県の農産物を使用した食事）行う。  
第2日曜日、被災地志賀町にお弁当配達（40食）開始  
地域子供会にお弁当の提供  
10月 地域文化祭にお弁当の提供  
12月 地域女性会に「大根寿司講習」開催  
地域子供会に「クリスマス弁当」提供
- 2025年 2月 お弁当提供先でこども食堂始まる。  
3月 「春休みこども食堂」開催  
4月 食育活動JA「バケツで稲を育てよう」開始  
七尾フードバンクと連携し被災者さん支援開始（月1回）  
5月 「子ども未来支援財団」助成金申請

能登地震被災者支援継続

農家民宿「ととのや」ランチ会開催（月1回）→親と子ども支援

「こども農園」下準備開始。子ども支援、日曜日活動と平日活動の双方で検討。

6月 石川県「地域版食育活動」に申請

8月 「あそびの森かほくる」食育活動

「ひとり親等子ども支援」パントリー開始（市の推薦受ける）

「夏休みこども食堂」開催

9月 石川県産業創出支援機構（石川県よろず支援拠点）からホームページ・クラウドファンディング及びNPO法人運営についての相談をする。

10月 かほく市から子ども家庭庁の「児童育成支援拠点事業」の紹介を受ける。

NPO法人設立が必須となる指導を受けた。

令和7年12月1日

特定非営利活動法人つばきこども食堂

設立代表者 石川県かほく市秋浜へ11番地2

氏名 山下 浩美

(法第10条第1項第7号関係様式例)

令和7年度 事業計画書

法人成立の日から 令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人つばきこども食堂

1 事業実施の方針

「子ども食堂」を中心とした活動を展開し、子どもたちが栄養のある食事を安心してとれるだけでなく、地域の大人や仲間とつながる居場所を創出する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
① 子ども 食堂の運営 事業	実施予定なし					
② 食育に 関する事業						
③ フード パントリー (食材配 布) 事業						
④ 不登校 者に対する 学習支援及 び生活支援 事業						
⑤ ひとり 親家庭に対 する相談・ 交流・情報 提供事業						
⑥ 障がい 児・者に対						

する支援事業 ⑦ 子ども農園の運営事業 ⑧ ホースセラピーに関する事業 ⑨ 農家民宿に関する事業 ⑩ 地域住民・団体との協働による子ども支援活動 ⑪ その他目的を達成するために必要な事業						
--	--	--	--	--	--	--

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額(千円)
① 講演会・セミナー・イベントの開催 ② 出版物・広報物の発行・販売 ③ バザー等による資金調達事業 ④ その他目的を達成するために資する事業	実施予定なし				

(法第10条第1項第7号関係様式例)

令和8年度 事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人つばきこども食堂

1 事業実施の方針

「子ども食堂」を中心とした活動を展開し、子どもたちが栄養のある食事を安心してとれるだけでなく、地域の大人や仲間とつながる居場所を創出する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
① 子ども 食堂の運営 事業	会食・配食・フードパントリー、長期休みの学習・ランチ作り・ゲーム遊び	第2・第4日曜日 第3日曜日	秋浜へ 11-2 被災地	3人 5人		387
② 食育に 関する事業	ワークショップ開催	3か月に1回	秋浜へ 11-2	2人		16
③ フード パントリー (食材配 布) 事業	こども家庭庁予算による申請 「ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業」	8月～12月	健康福 祉セン ター	3人	60世帯(200 人)	3,000
④ 不登校 者に対する 学習支援及 び生活支援 事業	不登校者に対する学習支援及び生活支援	週3回	秋浜へ 11-1	3人		9,082
⑤ ひとり 親家庭に対 する相談・ 交流・情報 提供事業	③に伴う事業。アンケート調査により、こども家庭課の協力を得て開催。	年4回開催予 定	健康福 祉セン ター	4人		450
⑥ 障がい 児・者に対	① ⑤に追従					

する支援事業						
⑦ 子ども農園の運営事業	能登町農家さんの協力を得て開催。植え付け・収穫体験と調理。	年4回	中能登町	3人	小学生以上、	30
⑧ ホースセラピーに関する事業	計画中					
⑨ 農家民宿に関する事業	自然に触れる。土に触れる体験を行う。宿泊体験。	4月～12月	農家民宿ととのや	3人	小学生以上、親子5組	45
⑩ 地域住民・団体との協働による子ども支援活動	イベントの開催					10
⑪ その他目的を達成するために必要な事業	実施予定なし					

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額(千円)
①講演会・セミナー・イベントの開催 ②出版物・広報物の発行・販売 ③ バザー等による資金調達事業 ④ その他目的を達成するために資する事業	実施予定なし				

2025年度 活動予算書  
法人設立の日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人つばきこども食堂  
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
.....			
		0	
2 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
.....			
		0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取補助金	0		
.....			
		0	
4 事業収益			
子ども食堂事業収益	0		
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
.....			
		0	
経常収益計			0
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
		0	
(2) その他経費			
食料品費	0		
旅費交通費	0		
水道光熱費	0		
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
消耗品費	0		
保険料	0		
広告宣伝費	0		
その他経費計	0		
事業費計			0
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計			
管理費計			0
経常費用計			0
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

## 2026年度 活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人つばき子ども食堂

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	130,000	
賛助会員受取会費	20,000	
.....		150,000
2 受取寄附金		
受取寄附金		
施設等受入評価益		
.....		0
3 受取助成金等		
受取民間助成金	1,000,000	
ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業	3,000,000	
児童育成拠点支援事業	13,810,000	
4 事業収益		17,810,000
5 その他収益		
受取利息		
雑収益		
子ども食堂収益	115,000	
.....		115,000
経常収益計		18,075,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	3,000,000	
法定福利費	500,000	
退職給付費用		
福利厚生費		
.....		
人件費計	3,500,000	
(2) その他経費		
食料品費	4,600,000	
旅費交通費	1,500,000	
通信運搬費	900,000	
消耗品	300,000	
保険料	900,000	
水道光熱費	720,000	
研修費	600,000	
その他経費計	9,520,000	
事業費計		13,020,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	1,800,000	
給料手当		
法定福利費	250,000	
退職給付費用		
福利厚生費		
.....		
人件費計	2,050,000	
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費		
減価償却費		
支払利息		
家賃	3,000,000	
その他経費計	3,000,000	
管理費計		5,050,000
経常費用計		18,070,000
当期経常増減額		5,000
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		
.....		
経常外収益計		
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		
.....		
経常外費用計		
当期正味財産増減額		5,000
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		5,000